



## 高齢者福祉と介護に向けた取り組みについて

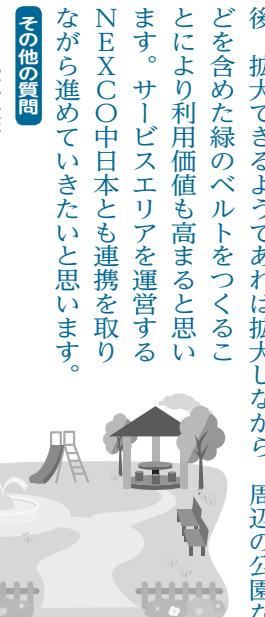
政進会 市川 洋一

**問** 今年から団塊世代が後期高齢者になることで、その高齢者の割合が増えるといわれる中、高齢者福祉や介護分野での歳出が毎年増えており、その傾向は3特別会計や一般会計の健康福祉分野にも顕著に現れています。これらの歳出が増加している要因と今後の見通しをお聞きします。

**答** (保健福祉部次長)：第8期「えびな高齢者プラン21」では、65歳以上人口の減少により高齢化率はわずかに下がるもの、75歳以上の人口は増加すると見込んでいます。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢化率は26・6%になると推計しており、将来的にも高齢化率の上昇は避けられないと認識しています。費用については、第8期計画期間中の介護給付費の推計と、第7期計画期間の決算額を比較すると、約40億円の増加となっています。また、後期高齢者の医療費も、神奈川県後期高齢者医療広域連合が策定する第4次広域計画の中で、被保険者の増加に伴い、医療費が増大すると見込んでいます。

健康寿命延伸の取り組みとして、生活習慣病予防事業では、特定健康診査、後期高齢者健康診査、特定保健指導やがんの早期発見・早期治療を目的とした各種がん検診を実施。介護予防事業では、転倒予防や筋力低下予防、口腔・栄養相談、フレイル対策事業などを充実。健康増進事業では、未病センターを設置し、市民の皆さまが気軽に健康度をチェックして、専門職などが測定結果からアドバイスを行える環境づくりを行っています。その他にこれらの事業に取り組むきっかけとして、えびな健康マイルージ事業などを実施しています。

・農業支援センターの立ち上げ準備状況について  
（その他の質問）



## (仮称)大谷杉久保公園について

志政会 永井 浩介

**問** (仮称) 大谷杉久保公園を進めるにあたり、国分寺台地域には樽井集会所の移転・建て替えという地域課題があります。大谷地域は市内でも戸建ての高齢化が進んでおり、トータルで考えながら進めなくてはなりません。またサービスエリア内はテナント料が高いため、この公園内に道の駅のような施設を設置して、サービスエリアに来た方も外出で地場産の物を購入できるなど、サービスエリアからにじみ出しを狙うことも検討しながら進めていくってほしいと思います。街区公園レベルではなく、下のバス通りまで公園をつなげるような、まちの顔となる規模感でやっていただきたいと思いますが、あわせて、丁寧な説明をしながら地域の街区公園も一体として統廃合も含めて考えていただきたいと思いますが見解を伺います。

**答** (市長)：公園整備は緑の基本計画および公園等整備・運営の指針に基づき進めており、その中で利用していく公園について統廃合を図っていくという方針があります。公園内に建築物を建てるとなると建ぺい率の問題があります。例えば学童保育と自治会館がセットになった複合施設での利用の仕方も考えられますが、そうなると公園の面積が狭くなるので大谷杉久保公園でフォローしていくまです。周りは農地が多く地権者の方の意向もありますが、今後、拡大できるようであれば拡大しながら、周辺の公園などを含めた緑のベルトをつくることにより利用価値も高まると思います。サービスエリアを運営するNEXCO中日本とも連携を取りながら進めていきたいと思います。

・地域経済について  
（その他の質問）



## 国民保護計画について

政進会 森下 賢人

**問** 外部からの武力攻撃に対し日本の平和と独立を守り、國および國民の安全確保に必要な法制整備として、平成15年にわける事態対処法が成立し、翌16年に武力攻撃事態等における國民の保護のための措置に関する法律(國民保護法)が成立しました。同法などに基づく本市の國民保護計画は平成18年から運用されていますが、この計画による行動が求められるような事態はこれまで起きていません。しかし、ロシアがウクライナに軍事侵攻するという信じ難い事態が発生し、武力攻撃から國民を保護するこの計画を再認識すべき状況下ではないかと考えるところですが、本市の國民保護計画について伺います。

**答** (市長)：市の計画は、武力攻撃事態などが起きた場合に住民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にすることが目的です。相手国からの武力攻撃や武装工作員によるテロ行為などから市民の皆さまの生命などを守るために、國の基本指針に基づき、國民保護措置を的確かつ迅速に実施するよう努めていきたいと考えております。

**問** 國民保護計画における市民の避難要領と市の体制について改めて伺います。

**答** (理事兼危機管理担当部長)：避難要領では、国の警報発令を受けた県が避難経路や交通手段を市に指示し、市はその指示を受け、市民へ警報と避難指示を伝達し、避難の誘導を行います。その避難が円滑に行えるよう國民保護計画避難マニュアルを定めております。市の体制としては、状況に応じて迅速、円滑に活動できるよう地震や風水害時と同様に危機管理部、消防部、避難所管理部、応急復旧部、物資輸送部、医療介護部の6部体制を敷きます。

・職員のモチベーション向上を図る人材マネジメントの取り組みについて  
（その他の質問）

・農業支援センターの立ち上げ準備状況について

・さらによみ育てやすいまち  
づくりについて

・農地の維持・保全について  
（その他の質問）